

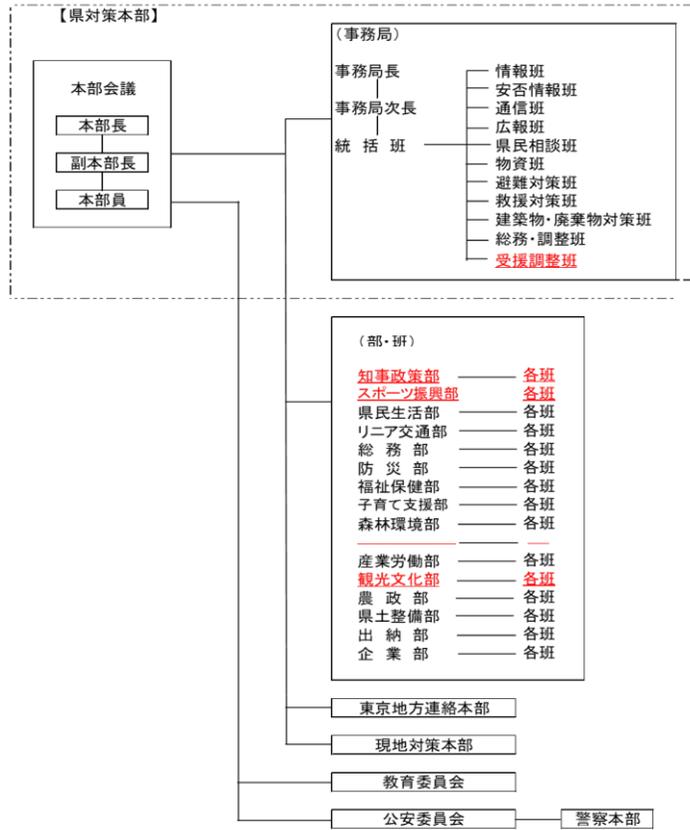
山梨県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	新	旧
第2編 第1章 第2 3(6)	第2 関係機関との連携体制の整備 3 他の都道府県との連携 (1)～(5) 略 (6) 他の都道府県に対する事務の委託 (<u>政策企画グループ</u>)	第2 関係機関との連携体制の整備 3 他の都道府県との連携 (1)～(5) 略 (6) 他の都道府県に対する事務の委託 (<u>政策企画課</u>)
第2編 第1章 第2 7	7 ボランティア団体等に対する支援 (<u>県民安全協働課</u> 、福祉保健総務課)	7 ボランティア団体等に対する支援 (<u>県民生活・男女参画課</u> 、福祉保健総務課)
第2編 第1章 第4 1	第4 情報収集及び提供等の体制整備 1 基本的な考え方 (1) 情報収集及び提供のための体制の整備 (防災危機管理課、消防保安課、 <u>広聴広報グループ</u> 、情報政策課、行政経営管理課、市町村課) (2) 体制の整備にあたっての留意事項 (防災危機管理課、消防保安課、 <u>広聴広報グループ</u> 、情報政策課、行政経営管理課、市町村課)	第4 情報収集及び提供等の体制整備 1 基本的な考え方 (1) 情報収集及び提供のための体制の整備 (防災危機管理課、消防保安課、 <u>広聴広報課</u> 、情報政策課、行政経営管理課、市町村課) (2) 体制の整備にあたっての留意事項 (防災危機管理課、消防保安課、 <u>広聴広報課</u> 、情報政策課、行政経営管理課、市町村課)

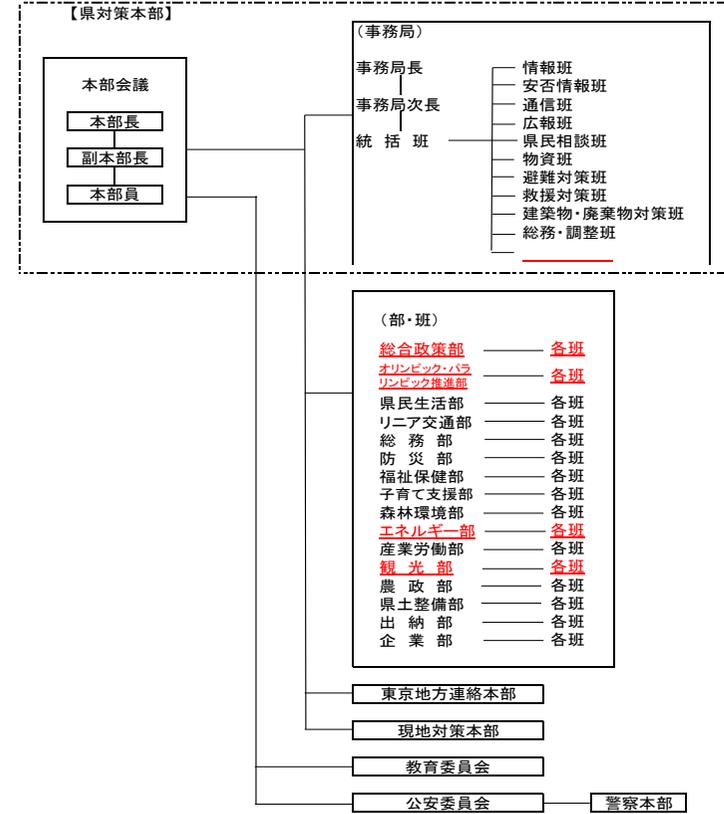
<p>第2編 第1章 第4章 2</p>	<p>2 警報等の通知に必要な準備 (1)(2) 略 (3) 市町村に対する支援（<u>国際戦略グループ</u>、<u>観光振興課</u>、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部）</p>	<p>2 警報等の通知に必要な準備 (1)(2) 略 (3) 市町村に対する支援（<u>国際観光交流課</u>、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て政策課、子ども福祉課、警察本部）</p>
<p>第2編 第1章 第4章 4</p>	<p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 （防災危機管理課、消防保安課、<u>広聴広報グループ</u>、情報政策課、行政経営管理課、市町村課）</p>	<p>4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 （防災危機管理課、消防保安課、<u>広聴広報課</u>、情報政策課、行政経営管理課、市町村課）</p>
<p>第2編 第4章 1(1)</p>	<p>1 基本的考え方 (1) 防災のための備蓄との関係（<u>県民安全協働課</u>、衛生薬務課、林業振興課、<u>産業政策課</u>、<u>食糧花き水産課</u>、県土整備総務課）</p>	<p>1 基本的考え方 (1) 防災のための備蓄との関係（<u>消費生活安全課</u>、衛生薬務課、林業振興課、<u>商業振興金融課</u>、<u>花き農水産課</u>、県土整備総務課）</p>
<p>第2編 第5章 1(1)</p>	<p>1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法（<u>広聴広報グループ</u>、防災危機管理課、<u>国際戦略グループ</u>、<u>観光振興課</u>、障害福祉課）</p>	<p>1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法（<u>広聴広報課</u>、防災危機管理課、<u>国際観光交流課</u>、障害福祉課）</p>

第3編
第2章
1(3)

ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



ク 県対策本部の組織図は、次のとおりとする。



第3編
第2章
1(3)ク

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設への警報伝達に関する事。 ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
<u>知事政策部</u> <u>(知事政策局長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団等の被災視察に関する事。 ・他県への事務の委託手続きに関する事。 ・国民保護に係る広報に関する事。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・国への要望事項取りまとめに関する事。
<u>スポーツ振興部</u> <u>(スポーツ振興局長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連絡調整に関する事。
県民生活部 (県民生活部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する事。 ・生活関連物資の需給調整に関する事。 ・生活必需物資の調達に関する事。 ・私立学校及び県立大学に関する事。
リニア交通部 (リニア交通局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。 ・職員の服務、手当に関する事。 ・職員の安否、補償に関する事。 ・職員の健康、食事にに関する事。

別表1 【県の各部分掌事務】

部局名	分掌事務
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設への警報伝達に関する事。 ・所管施設の被害状況把握に関する事。 ・所管関係団体への警報伝達に関する事。 ・所管関係団体の被害状況把握に関する事。 ・所管業務に関する情報収集、報告に関する事。 ・国民保護措置業務を持たない所属の他班への応援に関する事。 ・国民保護措置に係る他部間の相互応援に関する事。 ・国民保護措置に要した経費の支払、精算に関する事。
<u>総合政策部</u> <u>(総合政策部長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府調査団等の被災視察に関する事。 ・他県への事務の委託手続きに関する事。 ・国民保護に係る広報に関する事。 ・報道機関との連絡調整、放送の要請に関する事。 ・国への要望事項取りまとめに関する事。
<u>オリンピック・パラリンピック推進部</u> <u>(オリンピック・パラリンピック推進局長)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連絡調整に関する事。
県民生活部 (県民生活部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護に関する事。 ・生活関連物資の需給調整に関する事。 ・生活必需物資の調達に関する事。 ・私立学校及び県立大学に関する事。
リニア交通部 (リニア交通局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関する事。 ・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関する事。
総務部 (総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、派遣、受入、あっせんに関する事。 ・職員の服務、手当に関する事。 ・職員の安否、補償に関する事。 ・職員の健康、食事にに関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。 ・起債の特例に関する事。 ・国民保護措置関係予算に関する事。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・公用車の管理、運用に関する事。 ・県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・県議会（臨時議会の招集）に関する事。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事。 ・起債の特例に関する事。 ・国民保護措置関係予算に関する事。 ・庁舎、公有財産の維持、管理に関する事。 ・公用車の管理、運用に関する事。 ・県税の減免、徴収猶予に関する事。 ・市町村の行財政措置の助言に関する事。 ・国民の権利利益救済に係る文書保存に関する事。 ・県議会（臨時議会の招集）に関する事。 ・情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。
	<p>防災部 （防災局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部等に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。 ・危険物資の保安対策に関する事。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。 ・国民保護に係る訓練に関する事。 		<p>防災部 （防災局長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部等に関する事。 ・通信の確保に関する事。 ・警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示に関する事。 ・自衛隊の派遣要請に関する事。 ・消防機関との連絡調整に関する事。 ・避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。 ・危険物資の保安対策に関する事。 ・ガス及び通信事業者との連絡調整に関する事。 ・国民保護に係る訓練に関する事。
	<p>福祉保健部 （福祉保健部長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の救援に関する事。 ・避難行動要支援者（高齢者・障害者等）の安全確保及び支援体制に関する事。 ・義捐金品に関する事。 ・災害ボランティア活動の支援に関する事。 ・医療実施の要請、医療救護班の調整に関する事。 ・医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。 ・医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・赤十字標章等の交付、許可に関する事。 ・食品衛生及び保健衛生に関する事。 ・埋葬及び火葬に関する事。 ・入浴及びトイレ施設の確保に関する事。 ・感染症の予防に関する事。 		<p>福祉保健部 （福祉保健部長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の救援に関する事。 ・避難行動要支援者（高齢者・障害者等）の安全確保及び支援体制に関する事。 ・義捐金品に関する事。 ・災害ボランティア活動の支援に関する事。 ・医療実施の要請、医療救護班の調整に関する事。 ・医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。 ・医療関連施設及び福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・赤十字標章等の交付、許可に関する事。 ・食品衛生及び保健衛生に関する事。 ・埋葬及び火葬に関する事。 ・入浴及びトイレ施設の確保に関する事。 ・感染症の予防に関する事。

	県土整備部 (県土整備部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・建設業者との連絡調整に関する事。 ・応急復旧資材の確保、供給に関する事。 ・応急仮設住宅等の住宅供給対策に関する事。 ・公共施設用地の供与に関する事。 ・都市公園の被害状況把握に関する事。 ・河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・下水道の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・被災住宅の再建支援に関する事。 ・都市施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・建築基準の緩和措置に関する事。 ・応急的な危険度の判定に関する事。 ・県有建物の被害状況把握及び応急対策に関する事。 	県土整備部 (県土整備部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・建設業者との連絡調整に関する事。 ・応急復旧資材の確保、供給に関する事。 ・応急仮設住宅等の住宅供給対策に関する事。 ・公共施設用地の供与に関する事。 ・都市公園の被害状況把握に関する事。 ・河川、ダム施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・下水道の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・被災住宅の再建支援に関する事。 ・都市施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・建築基準の緩和措置に関する事。 ・応急的な危険度の判定に関する事。 ・県有建物の被害状況把握及び応急対策に関する事。
	出納部 (会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の支払に関する事。 ・災害関係物資の調達に関する事。 	出納部 (会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係経費の支払に関する事。 ・災害関係物資の調達に関する事。
	企業部 (公営企業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・電気事業者との連絡調整に関する事。 	企業部 (公営企業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・県営発電施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・電気事業者との連絡調整に関する事。
	教育委員会 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・避難施設としての文教施設の使用に関する事。 ・児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関する事。 ・学用品の供給及び授業料の減免に関する事。 ・被災生徒の奨学金に関する事。 	教育委員会 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 ・避難施設としての文教施設の使用に関する事。 ・児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関する事。 ・学用品の供給及び授業料の減免に関する事。 ・被災生徒の奨学金に関する事。 ・<u>文化財の保護に関する事。</u>
	警察本部 (警察本部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民の救出、救助に関する事。 ・避難住民の誘導及び安全の確保に関する事。 ・警備対策に関する事。 ・その他警察業務に関する事。 	警察本部 (警察本部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民の救出、救助に関する事。 ・避難住民の誘導及び安全の確保に関する事。 ・警備対策に関する事。 ・その他警察業務に関する事。

別表2 【県対策本部事務局の分掌事務】

班名	分掌事務
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の設置、運営 ・ 県対策本部事務局の総括 ・ 本部会議、連絡班長会議等の運営 ・ 県対策本部長の意思決定に係る補佐 ・ 県対策本部長が決定した方針を各班への指示伝達 ・ 県が行う国民保護措置に関する調整 ・ 国 <u> </u> への応援要請等 ・ 緊急消防援助隊の派遣要請 ・ 自衛隊の部隊の派遣要請 ・ 現地対策本部の設置 ・ 本部長、本部員、事務局員等との連絡体制の確保、登庁支援
総務・調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の被災、参集状況の把握、職員動員の調整 ・ 他機関 <u>へ</u> の職員派遣及び <u>国</u> の受入に係る調整 ・ 県対策本部各部、各班及び東京地方連絡本部との連絡調整 ・ 本部要員の人事管理及び健康管理 ・ 県対策本部の経理 ・ 県対策本部の活動状況や国民保護措置の実施状況の記録 ・ 政府の視察等に係る連絡調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況等の収集、整理
安否情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集、整理、提供

別表2 【県対策本部事務局の分掌事務】

班名	分掌事務
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部の設置、運営 ・ 県対策本部事務局の総括 ・ 本部会議、連絡班長会議等の運営 ・ 県対策本部長の意思決定に係る補佐 ・ 県対策本部長が決定した方針を各班への指示伝達 ・ 県が行う国民保護措置に関する調整 ・ 国 <u>及び地方自治体</u> への応援要請等 ・ 緊急消防援助隊の派遣要請 ・ 自衛隊の部隊の派遣要請 ・ 現地対策本部の設置 ・ 本部長、本部員、事務局員等との連絡体制の確保、登庁支援
総務・調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の被災、参集状況の把握、職員動員の調整 ・ 他機関 <u>と</u> の職員派遣及び受入に係る調整 ・ 県対策本部各部、各班及び東京地方連絡本部との連絡調整 ・ 本部要員の人事管理及び健康管理 ・ 県対策本部の経理 ・ 県対策本部の活動状況や国民保護措置の実施状況の記録 ・ 政府の視察等に係る連絡調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況等の収集、整理
安否情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集、整理、提供

	通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信手段の確保、運営 ・現地映像の確保 ・気象情報の把握 	通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信手段の確保、運営 ・現地映像の確保 ・気象情報の把握
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の調整 ・被災状況や国民保護措置に関する広報（インターネット等） ・プレスセンターの設置、運営及び記者会見 ・報道機関との連絡調整 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の調整 ・被災状況や国民保護措置に関する広報（インターネット等） ・プレスセンターの設置、運営及び記者会見 ・報道機関との連絡調整
	県民相談班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時県民相談センターの設置 ・県民からの相談、問い合わせ処理等 	県民相談班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時県民相談センターの設置 ・県民からの相談、問い合わせ処理等
	物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・業者等との連絡調整 ・緊急物資等の需要供給の把握 ・緊急物資等の調達、引渡 ・緊急物資等の受入、仕分、配送 ・県対策本部の運営に必要な食料、物資の調達 ・救援物資一時集積場の確保 	物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・業者等との連絡調整 ・緊急物資等の需要供給の把握 ・緊急物資等の調達、引渡 ・緊急物資等の受入、仕分、配送 ・県対策本部の運営に必要な食料、物資の調達 ・救援物資一時集積場の確保
	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被災状況の把握 ・緊急輸送路、車両の確保 ・輸送機関との連絡調整等 	避難対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被災状況の把握 ・緊急輸送路、車両の確保 ・輸送機関との連絡調整等
	救援対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の実施状況の把握、調整 ・災害ボランティア活動の支援 	救援対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の実施状況の把握、調整 ・災害ボランティア活動の支援
	建築物・廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎等の被災状況の確認と応急対策 ・建築物の被災状況の把握 ・応急仮設住宅の建設 ・災害廃棄物、避難施設のごみ及びし尿の処理の調整、把握等 	建築物・廃棄物対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎等の被災状況の確認と応急対策 ・建築物の被災状況の把握 ・応急仮設住宅の建設 ・災害廃棄物、避難施設のごみ及びし尿の処理の調整、把握等
	受援調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方自治体への応援要請及び受入・調整</u> ・<u>受援状況の記録・管理</u> ・<u>現地調整所の総合調整等</u> 		<hr/> <hr/> <hr/>

第3編 第3章 4(2)	4 他の都道府県に対する応援の要求等 (1) 略 (2) 事務の一部の委託 (<u>政策企画グループ</u>)	4 他の都道府県に対する応援の要求等 (1) 略 (2) 事務の一部の委託 (<u>政策企画課</u>)
第3編 第3章 7(1)	7 県の行う応援等 (1) 他の都道府県に対して行う応援等 (<u>政策企画グループ</u>)	7 県の行う応援等 (1) 他の都道府県に対して行う応援等 (<u>政策企画課</u>)
第3編 第3章 9	9 ボランティア団体等に対する支援 (<u>県民安全協働課</u> 、 福祉保健総務課)	9 ボランティア団体等に対する支援 (<u>県民生活・男女参 画課</u> 、福祉保健総務課)
第3編 第4章 第2 2(4)	2 避難の指示 (1)～(3) 略 (4) 国の対策本部長による利用指針の調整 (<u>政策企画グル ープ</u> 、道路管理課)	2 避難の指示 (1)～(3) 略 (4) 国の対策本部長による利用指針の調整 (<u>政策企画課</u> 、 道路管理課)
第3編 第5章 2(5)	2 関係機関との連携 (1)～(4) 略 (5) 緊急物資の運送の求め等 (<u>産業政策課</u>)	2 関係機関との連携 (1)～(4) 略 (5) 緊急物資の運送の求め等 (<u>商業振興金融課</u>)

<p>第3編 第5章 3(3)イ</p>	<p>3 救援の内容 (3) 救援の内容 知事は、市町村長と連携し、避難住民等の救援について、次の点に留意して行う。 ア イ 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与（<u>県民安全協働課</u>、交通政策課、衛生薬務課、<u>産業政策課</u>、<u>食糧花き水産課</u>、果樹・6次産業振興課） ウ～ケ 略 コ 埋葬及び火葬（<u>国際戦略グループ</u>、<u>観光振興課</u>、衛生薬務課）</p>	<p>3 救援の内容 (3) 救援の内容 知事は、市町村長と連携し、避難住民等の救援について、次の点に留意して行う。 ア イ 医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与（<u>消費生活安全課</u>、交通政策課、衛生薬務課、<u>商業振興金融課</u>、<u>花き農水産課</u>、果樹・6次産業振興課） ウ～ケ 略 コ 埋葬及び火葬（<u>国際観光交流課</u>、衛生薬務課）</p>
<p>第3編 第5章 5</p>	<p>5 救援の際の物資の売渡し要請等（衛生薬務課、<u>産業政策課</u>、<u>食糧花き水産課</u>、果樹・6次産業振興課、畜産課、用地課）</p>	<p>5 救援の際の物資の売渡し要請等（衛生薬務課、<u>商業振興金融課</u>、<u>花き農水産課</u>、果樹・6次産業振興課、畜産課、用地課）</p>
<p>第3編 第6章 3</p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答 （防災危機管理課、<u>広聴広報グループ</u>、情報政策課、行政経営管理課）</p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答 （防災危機管理課、<u>広聴広報課</u>、情報政策課、行政経営管理課）</p>
<p>第3編 第9章 3</p>	<p>3 文化財の保護（<u>文化振興・文化財課</u>） (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ア <u>県</u>は、県域内に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に</p>	<p>3 文化財の保護（<u>教委・学術文化財課</u>） (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等 ア <u>県教育委員会</u>は、県域内に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を</p>

<p>関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し、当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>県</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかにその旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>ア <u>県</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。</p> <p>イ この場合において、<u>県</u>は、<u>県</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。</p> <p>(3) 県指定文化財等に関する指導</p> <p><u>県</u>は、県内に存する県指定文化財に関し、武力攻撃災害による県指定文化財の被害を防止するため、武力攻撃災害が発生した場合、所有者等に対し必要な指導を行うことができる。</p>	<p>いう。)に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するための命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し、当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、<u>県教育委員会</u>に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかにその旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行</p> <p>ア <u>県教育委員会</u>は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行にあたる。</p> <p>イ この場合において、<u>県教育委員会</u>は、<u>当該教育委員会</u>の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行にあたる時は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。</p> <p>(3) 県指定文化財等に関する指導</p> <p><u>県教育委員会</u>は、県内に存する県指定文化財に関し、武力攻撃災害による県指定文化財の被害を防止するため、武力攻撃災害が発生した場合、所有者等に対し必要</p>
---	---

		な指導を行うことができる。
第3編 第10章1	1 生活関連物資等の価格安定 (県民安全協働課)	1 生活関連物資等の価格安定 (消費生活安全課)